

記載がないものは無料です。指は指定管理者です。申し込みが必要で日付の指定がない場合は、発行日以降、各施設の最初の開庁・開館日から受け付けます。

トピックス

新しく始まる取り組みや大切なお知らせを紹介します

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

中小事業者などの令和3年度分固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した中小事業者などを支援するため、令和3年度の固定資産税と都市計画税を収入の減少幅に応じて軽減します。

軽減の対象

- 事業用家屋や設備などの償却資産に対する固定資産税
- 事業用家屋に対する都市計画税

軽減率

2月～10月で連続した3カ月間の収入が前年同期と比較して減少した割合	軽減率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

必要書類

- 特例申告書
- * 認定経営革新等支援機関などの確認が必要です。
- 対象となる家屋の事業専用割合を示す書類の写し
- * 個人事業主で事業用家屋を所有する場合だけ。
- 会計帳簿や青色申告決算書など収入が減少したことが分かる書類の写し

申請方法 令和3年2月1日までに必要書類を郵送で税務課（〒061-1192住所不要）

- * 詳しくは市ホームページをご覧ください。
- * 特例申告書は、償却資産申告の案内に同封して対象者に送付します。発送は10月中旬の予定です。

問合せ 税務課（内線3725）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- 千歳保健所（☎0123-23-3175）
平日の8時45分～17時30分
- 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎0800-222-0018・通話料無料）
24時間対応
- 厚生労働省電話相談窓口（☎0120-565-653）
9時～21時

* 感染症対策について詳しくは、市ホームページ「くらしの情報→健康・医療→新型コロナウイルス関係」をご覧ください。



後期高齢者医療保険料の支払い方法

原則として自動的に年金から差し引かれます（特別徴収）

◆ 次のいずれにも該当する方は特別徴収です

- 年金受給額が年額18万円以上の方
- 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超えていない方
- * 新たに75歳になった方は事務手続きに6カ月程度かかります。

◆ 特別徴収に該当しない方は…

銀行の窓口に行き納付書（払込取扱票）で支払うか、口座振替で納入してください（普通徴収）。



特別徴収から口座振替に変更できます

必要書類など

- 申出書
- 口座振替依頼書
- 後期高齢者医療制度の被保険者証
- 振り替えをする口座が分かるものと届け出印
- * 特別徴収から口座振替に変更し、確実に納付できないことが続いたときは、特別徴収に戻ることがあります。

* 保険料の額は、令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書で確認してください。

問合せ 保険年金課（内線2101）